

○養護老人ホーム椿園における高齢者虐待に関する検証委員会設置要綱

(令和7年1月24日)
要綱第1号

(設置)

第1条 養護老人ホーム椿園で発生した高齢者虐待（以下「高齢者虐待」という。）を検証し、その再発防止に資するため、養護老人ホーム椿園における高齢者虐待に関する検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高齢者虐待の原因調査及び検証に関すること。
- (2) 高齢者虐待の再発防止の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 社会福祉士
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命された日から第7条で定める報告がなされるまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、管理者が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員（委員長を除く。）のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、高齢者虐待の原因調査及び検証並びに再発防止に関する検討を行ったときは、その結果を管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、紀南地方老人福祉施設組合事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (令和7年1月24日 要綱第1号)

この要綱は、令和7年2月1日から施行し、委員会の終了をもって効力を失う。